最終更新日：2016年7月7日
株式会社カーメイト
代表取締役会長兼社長　村田　隆昭
問合せ先：03-5926-1211
証券コード：7297
http://www.carmate.co.jp/ir/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、我々が掲げる【経営理念】【企業理念】を実現するため、適正なコーポレートガバナンスポリシーを定め、これを遵守することにより継続的な企業活動の充実を推進する。

【経営理念】
CREATE－創造―　やってみる精神でオンリーカーメイト

【企業理念】
安全なモノづくり
・社会に貢献できるモノ
・お客様に納得・満足してもらえるモノ
・環境に配慮したモノ

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題として位置付けており、激変する経営環境に迅速に対応し、且つ的確な意思決定を行うため、8名の取締役が執行役員を兼務（平成28年7月1日現在）し、「現場・現物主義」による業務を執行するとともに、毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要課題に関する決定を行っております。併せて、経営の効率性・透明性を高めるため、取締役相互並びに監査役の出席による経営監視機能を備えております。
さらに確実なタイムリーディスクロージャーを実現するために、「企業行動規範」に則した経営と業務執行、監査体制の強化を図り、情報の適時開示を推進することで、更なるコーポレートガバナンスの充実と経営の透明性に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社エム・テイ興産	2,936,460	37.03
村田　志実江	614,500	7.75
村田　隆昭	554,600	6.99
株式会社みずほ銀行	325,600	4.11
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	308,800	3.89
カーメイト従業員持株会	280,534	3.54
THE BANK OF NEW YORK,NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	258,700	3.26
松本　猛	236,456	2.98
徳田　博子	140,800	1.78
赤羽　斉子	127,600	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	有限会社エム・テイ興産
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記の【大株主の状況】は平成28年3月31日時点の株主名簿による状況であります。
2. 当社は自己株を329,396株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は代表取締役会長兼社長の村田隆昭が代表取締役を兼務する有限会社エム・テイ興産が支配株主となっております。現在当社グループとの事業関係はありませんが、少数株主保護のための以下の施策を実施しております。

重要事項の決定につきましては、「取締役会規程」に基づき、取締役会において慎重な検討、審議を行うとともに、取締役会を業務執行状況の監督をする機関と位置付けることにより、経営判断の独立性を確保し、牽制機能を働かせる体制をとっております。

また、支配株主との取引を行う場合、他の取引先と同様の基本価格、市場価格によって行い、適正取引を確保する方針です。監査役は監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、内部統制システムの状況説明について説明・報告を受ける等、監視・検証を行い、その有効性を評価しております。当社はこのような体制の下で、支配株主のみならず広く株主全般の利益確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷口　彬雄	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口　彬雄	○	谷口彬雄氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 ＜重要な兼職の状況＞ 国立研究開発法人　科学技術振興機構（JST）戦略的イノベーション創出プログラム・オフィサー	同氏は教育者としての見識に加え、産学連携活動を通じて豊富な見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任致しました。さらに、現在及び過去においても上場会社との関係における独立役員の確保義務違反に対する公表措置等の要否の判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないため、真の独立性を確保できると判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、業務を監査する内部監査室（内部監査担当1名）を設置しております。「内部監査規程」に基づき、内部監査室は社内のあらゆる業務を監査する権限を持つとともに、取締役会・役員・監査役及び関連業務責任者への報告を行い、改善計画書が作成されます。
内部監査室は、必要に応じ改善状況を確認しております。監査役の求めに応じ、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、重要な情報を共有しております。また、内部監査室は監査役の調査との調整を図り、必要に応じ連携して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　武仁	公認会計士													
稲葉　豊	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　武仁	○	加藤武仁氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。	会社監査の経験を活かし、監査役としての監査に関する実効性が期待できるとともに、現在及び過去においても上場会社との関係における独立役員の確保義務違反に対する公表措置等の要否の判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないため、真の独立性を確保できると判断し、独立役員に指定いたしました。
稲葉　豊	○	稲葉　豊氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。	会社監査の経験を活かし、監査役としての監査に関する実効性が期待できるとともに、現在及び過去においても上場会社との関係における独立役員の確保義務違反に対する公表措置等の要否の判断基準のいずれにも該当せ

			ず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないため、真の独立性を確保できると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の谷口彬雄氏は平成27年6月26日開催の第50回定時株主総会において、新任として選任され、就任後開催の取締役会13回中10回に出席し、議案審議において産学連携事業で蓄積した豊富な見識から必要な発言を行っております。さらに、平成28年6月29日開催の第51回定時株主総会において、再任され現職であります。
社外監査役の加藤武仁、稲葉豊の2名については、当事業年度開催の取締役会には16回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、主に公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
また、平成28年6月29日開催の第51回定時株主総会において、再任され、現職であります。
なお、それぞれの独立性については、前述の通り東京証券取引所の独立性要件を充たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、以前実施しておりましたが、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期　取締役報酬等の総額　取締役11名　167,773千円
平成28年3月期　監査役報酬等の総額　監査役3名　25,968千円

(注)
1. 上記のほか社外監査役が当社子会社から当該事業年度の監査役として受けた報酬額は4,200千円であります。
2. 上記報酬額のうち社外取締役1名の総額は、5,259千円となっております。
3. 上記報酬額のうち社外監査役2名の総額は、11,844千円となっております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34回定時株主総会において月額　3,000千円以内と決議いただいております。
6. 上記報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
7. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第50回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、引当済み退職慰労金の中から93,313千円を支給しております。
　なお、この金額には過年度の報告において役員報酬等の総額に含めた退職慰労金の繰入額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役が社外監査役を補佐し、必要に応じて内部監査も含めたサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制として、取締役会規程に基づき、原則として毎月１回開催される取締役会において、法令及び定款並びに重要な業務に関する事項についての審議、決定を行います。
当社は併せて執行役員制度を導入しており、取締役10名中８名が執行役員を兼務（平成28年７月１日現在）し、当該年度の全社重点目標並びに損益計画に基づき、各部門目標を達成するために迅速かつ効率的に職務を執行しております。また、週１回のミーティングにおいて、業務執行上の意見交換を行うことで、部門間の意思疎通のスピードアップを図っております。

2. 当連結会計年度において、当社の会計監査業務をした公認会計士は、椎名　弘、田中淳一の２名であり、また会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士８名その他10名であり、全員有限責任あずさ監査法人に所属しております。

●公認会計士法第2条第１項に規定する業務に基づく監査業務の報酬　42,000千円
●当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 42,000千円

（注）当社の会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合算額を記載しております。

3. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に対する体制
当社では、「情報管理規程」に基づき、重要な情報の分類と責任者で設定され、全社員に保存、管理、廃棄の方法及び守秘義務が示されています。また、Ｊ－ＳＯＸ対応内部統制委員会のIT統制担当が「情報システム管理規程」及び「セキュリティーポリシー」を重点的に整備、運用を行っており、システムへのアクセス制限、IDパスワード管理、外部記憶媒体管理等を強化しております。

4. 責任限定契約の締結について

責任限定契約の内容の概要
当社は、現行定款において有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
　これに基づき、社外取締役谷口彬雄氏並びに監査役加藤武仁及び稲葉豊の両氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

（1） 社外取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

（2） 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役会設置会社であります。より一層の強化と経営の透明性をより高めるため、平成27年６月26日開催の第50回定時株主総会において新たに社外取締役1名を迎え体制強化を図っております。従来より当社経営に参画いただいております社外監査役２名と合わせ、３名の独立社外役員による牽制が有効に機能したコーポレートガバナンス体制を設置致しております。
コーポレートガバナンスコードでは社外取締役に関して２名以上の選任を求められておりますが、現在、社外監査役とともに、前述 「その他独立役員に関する事項」 に記載の通り、積極的な経営参画をいただいており、現在の体制は有効と認識しております。しかしながら、今後もより一層の体制充実の検討を継続して参ります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	6月、11月に開催。代表取締役より決算、事業戦略の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、有価証券報告書、決算短信ほか適時開示を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス推進委員会が発行する、、「カーメイトコンプライアンスガイド」において、各ステークホルダーとの良好な関係性の構築と尊重について啓蒙、教育を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、当社事業所にてISO14001を認証取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス推進委員会が発行する、、「カーメイトコンプライアンスガイド」において、各ステークホルダーへの情報提供について、健全かつ透明性をもって行うべく、啓蒙、教育を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について決議いたしました。その後、組織変更及び社会情勢の変化を鑑み、項目の配置を含め平成21年1月30日開催の取締役会決議により一部改定いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」その他規程に基づき、定期的な取締役会、役員会、監査報告等で経営上の重要事項について適時必要な報告を受け、迅速かつ適切な決定を行っております。取締役会及び全ての業務から独立した内部監査担当及び監査役は、重要な会議出席により社内の決定を常時監査し、また適時社内各部署の業務監査を行っております。
それに加え、コンプライアンス推進委員会は、営業、開発、製造、主要部門の代表で構成され、会社法、金融商品取引法をはじめ、全社及び各部門それぞれに遵守すべき法令の確認と、社内への効率的な認知啓蒙と体制整備を図り、カーメイトコンプライアンスガイド及び個人情報保護コンプライアンスガイドを制定しております。
J-SOX対応推進委員会は、営業、開発、製造、経理、情報システム他財務報告に重大な影響を及ぼす部門の代表で構成され、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の作成に伴い、財務に係る統制活動の文書化と、リスクコントロール及び、改善点の洗い出しを完了し、業務プロセスの改善実行とともに、内部通報制度の制定、経理規程など社内規程類、書類の改定、整備を順次実施しております。

2. 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、「情報管理規程」に基づき、重要な情報の分類と責任者が設定され、全社員に、保存、管理、廃棄の方法及び守秘義務が示されています。また、J-SOX対応内部統制改善委員会のIT統制担当が「情報システム管理規程」及び「セキュリティーポリシー」を重点的に整備、システムへのアクセス制限、ID、パスワード管理、外部記憶媒体等の管理を強化しております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社では、「業務管理規程」に基づき担当分野を明確に分け、各部門長は「リスク管理規程」に基づき、自部門での業務執行上のリスクの把握、評価を行い、必要に応じて取締役に報告し、内容、重要度に応じ横断的なプロジェクトを組織し、迅速な対応を行います。
それに加えコンプライアンス推進委員会は、業務部門毎に遵守すべき法令の確認を行い、安全衛生、環境防災、情報漏洩、知的財産、公正取引、製品事故等あらゆるリスク低下のために認知啓蒙活動の計画を立て、必要に応じ部門間で連携し、発生を未然に防止する活動を行っております。J-SOX対応内部統制改善委員会では、財務諸表の信頼性に影響のあるリスクの洗い出しと改善を進めるマネジメントの中で、結果として全体的なリスクを低下させるべく、前述のように業務プロセスの改善活動を進めるとともに、社内規程類、書類の改訂、整備を進めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社では執行役員制度を導入し、取締役による経営監督と執行役員による業務執行を分離し、「組織規程」「業務分掌規程」等に基づき明確に役割を分け、効率的な経営を行う体制をとっております。現在の取締役は10名、執行役員15名（うち取締役兼任の執行役員は8名）、法令に特段の定めがある場合を除いて、取締役会から業務執行に係る重要な意思決定の権限の委譲をしてまいります。一方で執行役員の一部は取締役を兼務して、取締役会に原則毎月1回、役員会は毎週開催し、経営の重要事項について迅速な情報伝達と意思決定のできる体制を構築してまいります。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社グループ会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画室が主導となり各社との協議や助言を行い、情報交換、方針の徹底などを直接行っております。また、当社製造部門として特に重要な関係会社である快美特汽車製品（深セン）有限公司とは定期的な人材交流を実施し、相互理解を深めるとともに組織の健全性の維持しております。内部監査担当は、全ての関係会社の業務の適正性を確認するため、J－SOXの視点を含めた内部統制のモニタリングを実施し、必要部署への報告を行い、適時適切に改善の提案を行っております。また、財務諸表の信頼性上重要な子会社3社については、代表がJ－SOX対応内部統制改善委員会の委員であり、会社全般統制の評価を行っております。

6. 監査役の職務を補助する使用人、その他従業員の取締役からの独立性

監査役が職務遂行においてそれを補助する使用人を要請した場合は、代表取締役は速やかに設置するとともに、当該使用人の担当取締役からの独立性を確保するものとしております。当社では、監査役の職務を補助する内部監査室を設置しております。「内部監査規程」に基づき、内部監査担当は社内のあらゆる業務から独立し、あらゆる業務を監査する権限を持つとともに、取締役、役員、監査役及び関連業務責任者への報告を行い、改善計画書が作成されます。また内部監査担当は必要に応じ改善状況を確認しております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が、法令・定款違反など会社に重大な損失を与える事項が発生若しくは発生する恐れがある事実を知り得た場合、速やかに監査役に報告するような体制の整備に努めることとしており、「監査役監査規程」に基づき、取締役及び使用人は監査役への業務執行に関する重要な文書、帳簿の閲覧及び説明に応じることとしております。また監査役は取締役会に出席し、必要に応じて監査役の立場から意見を述べるとともに経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために重要な会議に出席し、必要があれば取締役に説明を求めております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役が取締役会をはじめとして、社内の重要な会議については自由に出席できるよう社内体制を整えるものとし、さらに監査役は、四半期毎に取締役会において、取締役に業務執行報告を依頼し、執行状況についてのレビューを行なうこととしており、その他、監査役が会計監査人ならびに顧問弁護士等といつでも情報の交換が行なえるような体制を整えることとしております。監査役の求めに応じ代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、重要な情報を共有しております。また、内部監査担当は監査役の監査との調整を図り、必要に応じて連携して監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関（警察等）と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。営業、開発、製造、他主要部門の代表で構成されるコンプライアンス推進委員会を設置し、「カーメイトコンプライアンスガイド」を定め、反社会的勢力・団体に関する情報の収集、管理や対応マニュアルの整備等、関係を遮断する体制の構築に向け検討を行い、全社的な推進をしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

当社の内部統制システムは以下のとおりであります。

